

八王子市エネルギー・物価高騰対策事業者支援金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、エネルギー価格や物価高騰の影響により厳しい経営環境にある市内事業者に対し、エネルギー・物価高騰対策事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、市内事業者の安定した事業継続について支援することを目的とする。

（適用）

第2条 この要綱は、補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号）第5条に基づき、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第3条 この要綱において、「市内事業者」とは、次の各号に掲げる法人（民法（明治29年法律第89号）第36条の規定により法務局で設立の登記をしているもの）及び個人とする。

- （1） 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する会社であって、八王子市内で事業を営むもの
- （2） 中小企業基本法第2条に規定する個人であって、八王子市内で事業を営み、事業収入を主たる収入とするもの
- （3） 下表に掲げる法人であって、八王子市内で事業を営むもの

名称	根拠法
一般財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）
一般社団法人	
医療法人	医療法（昭和23年法律第205号）
公益財団法人	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）
公益社団法人	
社会福祉法人	社会福祉法（昭和26年法律第45号）
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）
労働者協同組合	労働者協同組合法（令和2年法律第78号）

（支援金の交付対象者）

第4条 この要綱において支援金の交付の対象となる市内事業者は、次に掲げる全てに該当するものとする。

- （1） 市税の滞納がないこと。
- （2） 暴力団その他の反社会的勢力及びそれらの構成員と関係がないこと。

- (3) 支援金の交付を受けた後も事業継続の意思があること。
- (4) 政治及び宗教に関連する事業を営む者でないこと。
- (5) 令和7年4月分から令和7年9月分のうち、電気・ガス料金のいずれかの月額が、前年同月、同費用と比較し、月額1万円以上または、10%以上増加していること。
- (6) 令和6年（2024年）4月1日時点から継続して八王子市内で事業を営んでいること。
- (7) 八王子市が令和7年度（2025年度）に実施する他の電気料金やガス料金の一部を補助する事業者支援の交付対象でないこと。ただし、令和7年度（2025年度）に産業振興部で実施した「八王子市電気・ガス料金高騰対策事業者支援金」は除く。
- (8) 八王子市外郭団体の運営指導に関する要綱第2条に規定する「外郭団体」に該当しないこと。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」に関連する事業を営む者でないこと。

（支援金の使用目的）

第5条 支援金の交付を受けた者は、第1条の目的を達成するために、事業に係る経費の支払い等に使用すること。

（支援金の交付額）

第6条 支援金は、第4条に示す支援金の交付対象者に該当する場合、市の予算の範囲内において、下記のとおり交付する。

- (1) 5万円。ただし、第4条（5）において算出した電気料金またはガス料金の前年度比増加額を12倍した額が5万円に満たない場合はその額を上限とする。
- (2) 直近の決算期における営業利益が赤字または営業利益率が前期より改善されていない場合は、前項の額に5万円を加算する。

（支援金の交付申請）

第7条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八王子市エネルギー・物価高騰対策事業者支援金交付申請書（第1号様式）に、以下の各号に掲げる書類を添えて、令和7年（2025年）9月12日から令和7年（2025年）11月7日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が市内事業者であることを確認できる書類（申請者が法人にあっては履歴事項全部証明書若しくはその写し、個人にあっては確定申告書の写し等）
- (2) 第4条（5）の条件を満たすことが確認できる書類
- (3) 第6条（2）の条件を確認することができる書類
- (4) 支援金の振込口座が確認できる書類
- (5) 宣誓書（第2号様式）
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(支援金の交付決定)

第8条 市長は、前条による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認められる場合は支援金の交付を決定し、当該申請者へ八王子市エネルギー・物価高騰対策事業者支援金交付決定通知書（第3号様式）により通知する。

2 前項の決定にあたっては、経営状況、電気料金もしくはガス料金の上昇率等を加味したスコアリングシステムにより点数化し、申請期間内に申請のあった事業者のうち、スコアの高い事業者から優先して交付を決定する。

(支援金の不交付決定)

第9条 市長は、第7条による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認められない場合は支援金の不交付を決定し、当該申請者へ八王子市エネルギー・物価高騰対策事業者支援金不交付決定通知書（第4号様式）により通知する。

なお、第8条で示したスコアリングシステム方式により不交付とする場合も同様とする。

(交付決定の条件)

第10条 市長は、第8条に定める交付決定に際し、支援金に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、条件を付すものとする。

(支援金の交付)

第11条 市長は、第8条による交付決定をしたときは、当該申請者へ第6条に定める支援金を交付する。

2 支援金の交付は、1事業者につき1回のみとする。

(支援金の交付決定の取消)

第12条 市長は、申請者が虚偽その他不正な手段等により支援金の交付決定を受けたときは、その交付決定を取り消し、すでに交付している支援金について、期限を定めて全額返還させることができる。

(制度の見直し)

第13条 この要綱に定める支援事業の終了後に、当該支援制度の見直しを実施する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年（2025年）9月1日から施行する。